

介護福祉士養成教育の直面する課題

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会会長
学校法人 敬心学園 理事長

小林光俊

I. 介護福祉士教育の直面する五つの課題

1987(昭和 62)年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の施行による国家資格の誕生とともに開始された介護福祉士教育は、主に次の五つの課題に直面している。

第一に、地域包括ケアシステムを実効あるものとするための、一部の医療行為と連携した質の高い介護技術習得を目指す実践的専門教育の強化。第二に、在宅ケアの充実・向上をキーワードとした多職種協働連携等、専門性の高いサービス提供責任者の役割の担い手育成。第三に実務者研修(450時間)教育の質の担保とその実践協力。第四に、職能団体とともに、EPA・TPP等の国際協調と実践力評価の時代に向け、介護専門職のキャリアアップとしての認定介護福祉士や管理介護福祉士等の「専門介護福祉士制度」を構築し、介護プロフェッショナルとしての位置づけの確立。第五に、介護福祉士の固有の専門性の確立と、社会的評価や信頼の制度的確立による処遇改善。

養成施設は、国民及び行政の理解を得ながら、これらの課題の一つひとつ取り組んでいかなければならない。

II. 資格制度見直し施行時期の延期とその理由

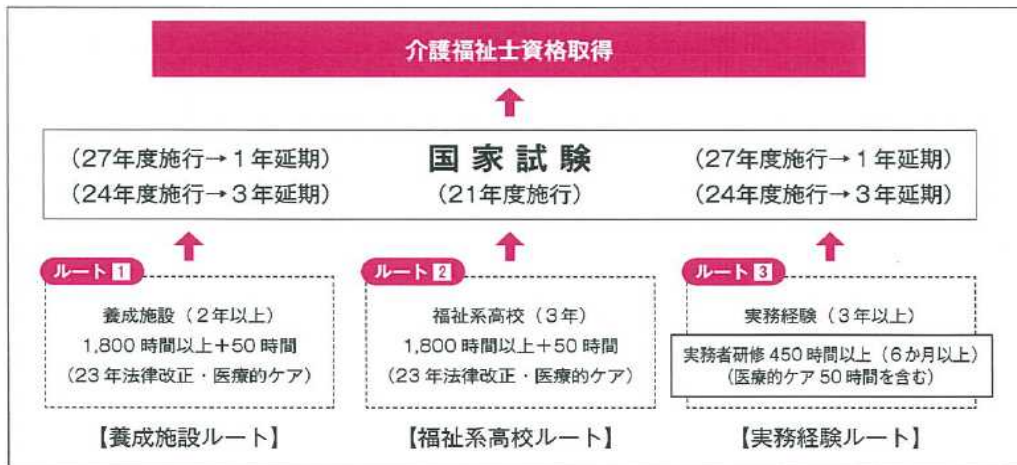
介護福祉士資格取得方法については、2007(平成 19)年に「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正が行われ、2012(平成 24)年4月からは一定の教育プロセスを経たあと、全員が国家試験を受験するという形で一元化が図られた。しかしながら、介護人材の不足に加え実務者研修に負担感を持つ者が多いこと、介護福祉士の医療的ケアの実施に向けての教育内容の検討が必要なことなどの理由により、2011(平成 23)年法改正が行われ、その施行が3年間延長され、2015(平成 27)年からの実施になった。ところが、厚生労働省は介護人材確保が困難な状況を踏まえ、さらに1年間かけて方策を検討することとし、変更の施行期間を1年間延長し、2016(平成 28)年4月からにすることが急遽決まった。

改正された法律が一度も施行されることなく、2回にわたる延期は、介護福祉士養成における制度設計の甘さへの疑念を招き、養成施設や行政に対する信頼は損なわれ、介護業界に好ましからざる影響を与えたことは残念でならない。実りのある検討を重ねていただき、日本の介護の在り方をしっかり描き直すことを要望したい。

III. 3つの資格取得ルートと、専門職としての位置づけ

介護福祉士資格取得ルートには、以下のように①実務経験ルート、②養成施設ルート、③福祉系高校ルートの3つがある。(図1)

図1 介護福祉士の資格取得ルート図

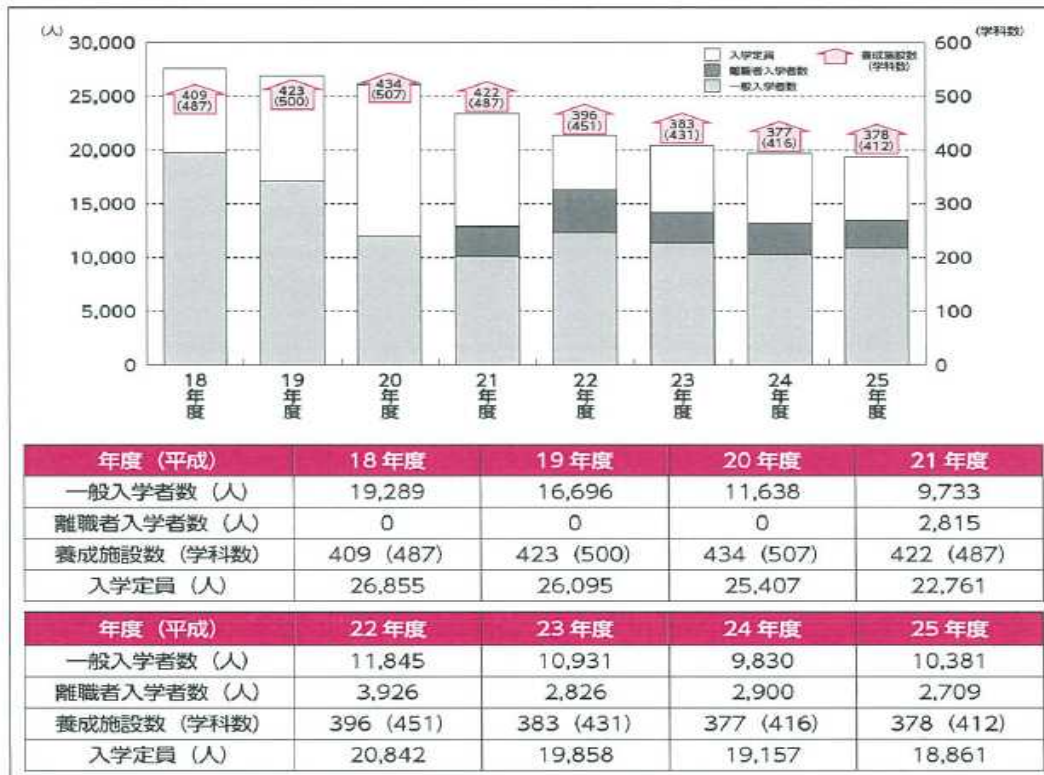


国は当初、養成施設で教育を受けることが基本で、専門職という位置づけにしていた。高等教育を受けた人が専門職となり、受けていない人が一般職となるのが国際社会における基本ルールである。

ところが、人材が足りないことから基本を崩して高校での教育も認めるようになり、また現場で3年経験して国家試験を受けるルートも認めた。これらは本来、経過措置であったはずであるが、人材不足のため現在にまで至っている。

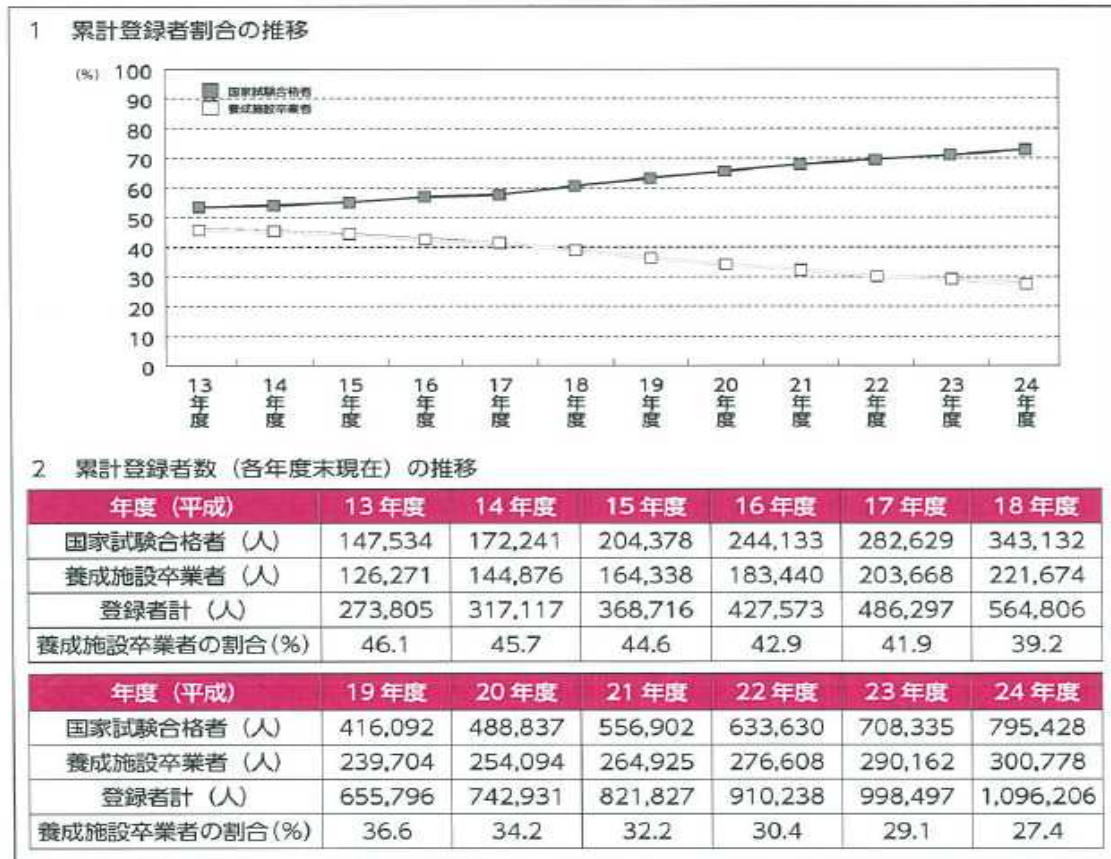
養成施設を取り巻く現状に目を向けると、養成施設に学ぶ学生はピーク時の約2万人の半分、おおよそ1万人に減少している（図2）

図2 介護福祉士養成施設入学者数の推移



養成課程数、定員数も減少しており、介護福祉士資格者に占める養成施設卒業生の比率は約27%(年間創出割合は10%)で、大きく減少傾向にあるのが実態である。(図3)

図3 介護福祉士登録者数累計の推移



このままでは、養成施設そのものが壊滅して消えてしまうギリギリの段階にまできている。そうすると介護全体のサービスの質が低下し、国民の安全、安心を脅かし、国民福祉の低下、ひいては医療や介護に要する費用の増加につながる恐れがあり、危機感を強く認識しなければならない。専門職としての位置づけを担保する制度として介護福祉士は創設されたはずであり、そうした体制のあり方をグランドデザインとして今一度明確に描く必要がある。

IV. 求められる総合的判断力とマネジメント能力

団塊の世代が75歳になる2025(平成37)年問題に対して、不足するといわれている100万人もの介護従業者を増やしていく対策を打ち出さなければならない。そうでなければ国として実のある介護サービスを展開することが不可能になる。

養成施設では、入学生の定員割れという厳しい状況が続いている。働く人にとって魅力のある業界を構築しなければ、若い人は集まってこないし、介護人材を確保できない。魅力づくりには、質を高めることであり、それが量の確保の好循環につながる。まずは処遇改善をしっかりと行い経済的条件を他の産業と同じレベルに持っていく必要がある。

専門職には、段階的な育成と適切な人材配置が求められる。キャリア段位制度や認定介護福祉士や管理介護福祉士の創設などいくつかの検討がなされているが、まだ制度として確立されていない。施設介護では重介護になってきており、それに対応できる人材が必要となる。もう1つの

柱は在宅介護の充実であり、地域包括ケアサービスをスムーズに運営できるキーパーソンが求められる。それには利用者のアセスメントに基づいたマネジメント能力とコミュニケーション能力が問われ、その両方を踏まえた人材育成が望まれる。

養成施設として、介護の質の担保に努めることはもちろん、さらに医療的ケアの導入に対処し、医療に関する知識をきちんと得られるようにしなければならない。重介護になるので、当然病気を併せ持つ人たちは増えることになる。すると必然的に多職種協働になっていき、医師や看護師、理学療法士、作業療法士など他の専門職と共通言語でコミュニケーションができ、連携してケアを行える人材が必要になる。加えて専門性の向上も求められ、また医療的ケアとして喀痰吸引や経管栄養にきちんと対処できる人材の育成を、養成施設として取り組んでいかなければならない。

当然ながら重介護に至らない人たちのサポートも必要であり、予防措置も含めて介護度の低い人たちにも対応していかなければならない。これまでは介護保険の枠内が前提であったが、それだけにとどまらず保険外の対応までを含めて見通せる専門性の高い人材育成を行わなければならない時代に入っている。

施設にすべて収容できなくなり、利用者の了解を得て在宅でいかに良質なサービスを提供していくかが大切になってきている。今後求められる人材像として、制度を含めて介護に対する正確な説明および実施ができ、また介護計画まで作成できるサービス提供の責任者という位置づけを厚労省では出している。それらを担える介護福祉士の育成がこれからの重要な課題となる。

介護だけでなく、状況に応じて医師などと連携していく総合能力が問われ、マネジメントや説明能力のある質の高い介護専門職が求められるのである。

介護福祉士の魅力が高まり質の確保が図られれば、その裾野は拡大し、介護福祉士以外の介護人材を含む量の拡大につながっていくのである。

V. 介護福祉士養成教育と養成施設は今後どうあるべきか

養成施設協会ではこの3年間、ハローワークからの教育訓練委託を期に検討会を設置して、養成施設について何が足りないのかといった問題点を毎年調査し、どのように改善するべきかを分析してきた。その結果、養成施設卒業生の介護福祉士の職業能力に関する評価では次の4点が特に低いことが判明した。

- (1) 介護実践の根拠を理解する
- (2) 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる
- (3) 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる
- (4) 生活状態を把握し、自立支援に資するサービスを総合的・計画的に提供する

こうしたことをきちんとカバーできる教育を進めていくという考え方にに基づき、国が定める4つの教育内容（①人間と社会、②介護、③心と体のしくみ、④医療的ケア）を大きな柱とするだけでなく、それにプラスして

- (5) サービスのマネジメント能力
- (6) 地域包括ケアにおける住まいと地域の理解
- (7) アセスメントに基づいた実践力向上のための実習・OJT

などが求められる。

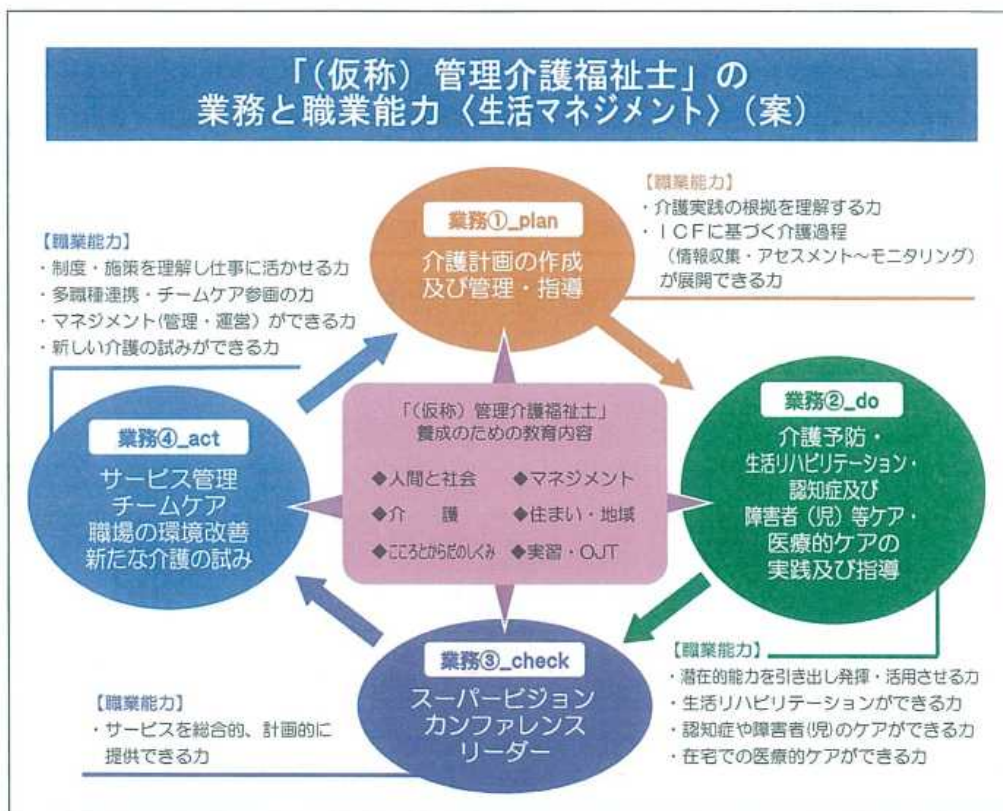
2007（平成19）年の社会福祉士及び介護福祉士法改正の際の衆参両議院の附帯決議には専門介護福祉士制度の仕組みについての検討が求められている。また、介護人材の安定的確保への配慮が必要なども踏まえ、介護分野の現状に即した介護福祉士の養成の在り方について検討を行う

とともに、介護分野全体のキャリアパスの構築に資するため、厚生労働省は平成 22 年 3 月今後の介護人材養成の在り方に関する検討会を設置し検討を行い、平成 23 年 1 月に報告書を作成している。この報告書では「今後の介護人材キャリアパスのイメージとして介護福祉士資格取得後に一定の実務経験を経て、幅広い知識・技術を身に付け、質の高い介護を行い、他の現場職員を指導できるレベルに達した介護福祉士を職能団体が主役となって認定する仕組み（認定介護福祉士（仮称））を設けていくことが適当との結論に至った。なお、その上で、認定介護福祉士の運用状況や、介護福祉分野における研究成果等を踏まえて、特定分野により深化した専門的知識・技術を持つ介護福祉士の養成等の在り方を然るべき時期に検討していくことも考えられる。」としている。

これを受けて職能団体の日本介護福祉士会が中心となって認定介護福祉士（仮称）について検討を進めているが、日本介護福祉士養成施設協会は前記報告書を踏まえ、更にその上位のより深化した専門的知識・技術を持ち、マネジメントやサービス管理の職業能力を備えた介護福祉士を（仮称）管理介護福祉士として養成し厚生労働省の介護人材キャリアパスのイメージに応えるよう検討している。

養成施設協会が提唱した管理介護福祉士は仮称であるが、来年度から、現状の教育にプラス 1 年以上のモデル教育によって実践力のある専門職としての人材養成の実証実験を行っていく予定である。専門性の高い在宅サービスや重介護などに対応でき、チームリーダーになりうるとの実証的な結果を得、制度化への対応を進めていきたい。（図 4）

図4 「(仮称) 管理介護福祉士」の業務と職業能力 (案)



VI. 当面の対策として裾野の拡大により、人材確保を図る

この度、厚生労働省が設置した福祉人材確保対策検討会がまとめた介護人材確保の方向性では、量と質の好循環を作ることを目標としている。質を中心とする中長期的な展望に対して、当面の対策は介護福祉士を含めて量的な介護人材が必要だということであれば、できるだけ人材を受け入れやすい対応をしなければならない。

しかし、一方でそれは資格としての魅力が失われていくというリスクも抱える。誰でも介護福祉士になれるのであれば、わざわざ資格を持つ必要もない。事実今、そうした事態になりかねない瀬戸際にある。このような事態を立て直すには、とりあえずは人材の量的拡大を図りながら、専門性の高い魅力ある人材としての介護福祉士の養成を目標に中長期展望で取り組まなければならない。見直しには、当面の対策と中長期展望の2段階で臨むのが基本方針として望ましい。

当面の対策としては、人材の資質の向上に配慮しつつ、裾野の拡大を図る施策を考えていかなければならない。養成施設ルートについては、2016（平成28）年度からの国家試験の義務づけは当分の間延期する。ただし、進級や卒業時統一試験などの実施により養成施設での教育の質がしっかり維持できるように法令等で担保すべきである。

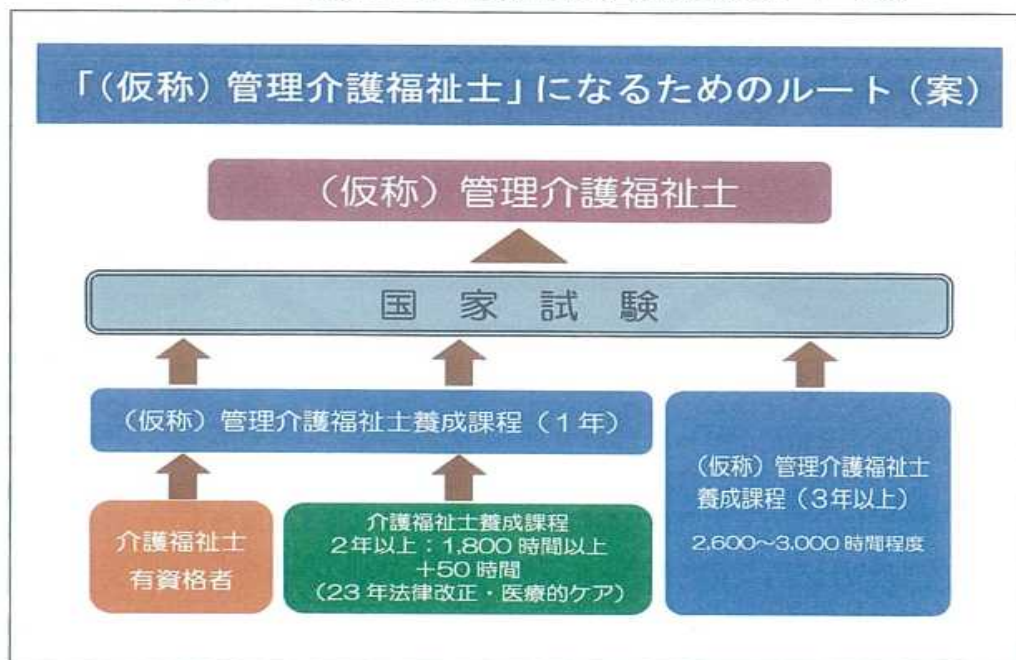
VII. 量と質の好循環を生み出す制度構築による中長期対応

今後、日本が人口減少社会に入っていく中で、優秀な外国人就労者を増やしていこうとしている。その中に介護人材も含まれてくる。できれば日本語ができ、日本文化や日本の介護サービスのシステムが理解でき、専門性の高い介護サービスがきちんと提供出来る人が必要である。そうした外国人には、まず養成施設に来ていただいて、2年間しっかり勉強してもらおう。それから現場に出て、介護福祉士として活躍してもらおうとよい。

養成施設の入学者の中にはハローワークから委託された社会人の学生が一定の割合で含まれている。失業している人に対して国が学費を補助し、介護の知識と技術を修得させ、取得した資格を現場で発揮できるように送り出している。もし国家試験を一律に導入するとなると、必ず資格が与えられるということが担保されていないため、その制度を維持することが難しくなるという懸念もあるようだが、養成施設としては100%合格を目指して取り組んでいる。

介護ニーズの高度化に向けた資質の向上を図り、量と質の好循環を生み出す制度を構築していくのが基本的な考え方である。地域包括ケアに対応した、より専門性の高い教育体系と、それに基づく位置づけのあり方、例えば、専門介護福祉士について、認定介護福祉士（仮称）の上位資格として（仮称）管理介護福祉士の創設や養成施設の教育課程の強化を図り、3年以上課程の導入などについて検討している。（図5）

図5 「(仮称)管理介護福祉士」になるためのルート(案)



VIII. 高度な職業教育の一環としての介護人材育成の重要性

日本はこれまで職業教育に対しあまり熱心ではなかったといえる。大学のアカデミックの学位（ディグリー）を重視し、職業教育ラインが無視されてきた。専門職を志す専門学校の学生を評価し、支援することを怠ってきた。ヨーロッパにおいては、学位はアカデミックなものプロフェッショナルなもの複線型になっている。高度な専門職を志す学生が多く、プロフェッショナルの学位は高く評価され、その学位があるとヨーロッパ中どこに行っても働ける仕組みである。

今後日本は、プロフェッショナル・ディグリーを評価する制度的な構築を図っていくべきである。日本がアジアにおける職業教育のハブ機能を果たし、アジアの国々の人たちが日本の職業教育で専門職としての知識と実践力を身につけ、母国に帰ってリーダーになって日本文化の理解者が増えていくことが期待される。

その職業教育の1つの柱が介護である。介護保険は、ドイツに次いで日本が世界で2番目に導入し、台湾や韓国が現在それに追随しようとしている。日本は介護で優れたモデルを世界に示さなければならない。

FTA・TPP等への参加や国際化が進められる中で、労働力は国際的に流動化する。これを踏まえ、職業教育の高度化の試みとして、専門学校の2年課程以上の実践的な職業教育に取り組む学科（介護福祉士教育を含む）を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し奨励する制度が、2014（平成26）年4月からスタートした。

また、我が国で少子高齢化が進む中で、開かれた国家として、外国人留学生が国内の専門学校等で職業教育を学び介護福祉士等の国家資格を取得した際に、国内での就労を可能とする在留資格の早期拡充が、国の活性化のためにも必要である。